

井上委員

第 40 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会における議題「令和 3 年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(案)：事前資料：8 ページ 17 行：(2) 市区町村等におけるマネジメントの強化」に関する委員提出意見・資料

2021 年 12 月 15 日

日本子ども虐待医学会副理事長・医療法人井上小児科医院（大分県中津市）理事長 井上登生

表記、「令和 3 年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(案)：事前資料：8 ページ 17 行：(2) 市区町村等におけるマネジメントの強化」については、これまでも多くの時間をかけて議論されてきたことである。しかしながら、上記報告書（案）の 8 ページ 19 行以下の「市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを再編し、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもの一体的相談を行う機能を有する機関(以下「一体的相談機関」という。※) の設置に努めることとする。云々」の中の、「再編し、一体的相談機関の設置に努めることとする」という文言に、これまでの先行自治体やこの 2 年間の間で体制を整えてきた自治体から多くの問い合わせがあった。

後日知ることになった令和 3 年 11 月 29 日発行の週刊保健衛生ニュース：第 2137 号 2～5 ページの記事や各種新聞の書き振りでも、読者に、このような変更が既に決定したかのような錯覚を起こさせることとなり、今回の騒ぎの一因となったようである。

これらを受け、2017 年より、子ども家庭総合支援拠点を各自治体に設置するために奔走してきた日本大学危機管理学部の鈴木秀洋先生も、自治体法務の専門家としての立場からのご意見も含めて、鈴木先生ご自身の研究室のホームページで意見を述べている。

このような経過から、報告書（案）として提出された事前資料に、上記「再編」や「一体的相談機関」の考え方につき加筆することを事務局にお願いした。

最終的にこの後準備される当日資料の報告書（案）を見て、17 日の審議会では議論されることになるが、「再編」という言葉が、これまで国から示されてきた指針・ガイドライン、マニュアルにそって、各自治体が積み上げてきた支援体制をなくし、すべて新しく作りだすという意味での「再編」ではなく、これまでどおり、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持することを保障しながらの「再編」にすることが何より大事であり、子どもを守ることにになると考える。

よって、「既にマニュアル等で示した拠点整備を行ってきた自治体については、子育て世代包括支援センター等と子どもとその養育者のニーズに沿った切れ目ない支援体制（拠点）づくりができている場合は、新たなセンター設置をしたものとみなす」等の記述が必要になると考える。

井上の考え方を示した資料は、2021 年 7 月 16 日に開催された第 31 回の本委員会において、委員提出意見・資料として報告している。また、西日本こども研修センターあかしの支援拠点アドバイザーとしてのビデオ講演（60 分）でも、考え方を紹介している。